

【 検 査 】

850 ヒトメタニューモウイルス抗原定性の算定について

《令和8年8月31日》

○ 取扱い

6歳未満の患者であって傷病名に肺炎の疑いがない場合におけるD012「25」ヒトメタニューモウイルス抗原定性の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

ヒトメタニューモウイルスは、呼吸器疾患の原因となるウイルスの1つで、当該ウイルスに感染した乳幼児は重症化する可能性がある。

一方で、ヒトメタニューモウイルス抗原定性については、厚生労働省通知※において「6歳未満の患者であって、画像診断又は胸部聴診所見により肺炎が強く疑われる患者を対象として測定した場合に算定する。」旨示されている。

以上のことから、6歳未満の患者であって傷病名に肺炎の疑いがない場合における当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

【 検 査 】

851 I g G₄（唾液腺炎のみ）の算定について

《令和8年8月31日》

○ 取扱い

唾液腺炎のみに対するD014「40」 I g G₄の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

D014「40」 I g G₄については、自己免疫性膵炎をはじめとする「I g G₄関連疾患」の診断に有用な検査である。

以上のことから、唾液腺炎のみに対するD014「40」 I g G₄の算定は、原則として認められないと判断した。

なお、唾液腺炎が自己免疫疾患に関連している場合であっても、傷病名が唾液腺炎のみの場合、算定は認められない。

【 検 査 】

8 5 4 標準語音聴力検査（めまい）の算定について

《令和 8 年 8 月 3 1 日》

○ 取扱い

めまいに対する D244 自覚的聴力検査「2」標準語音聴力検査の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

D244 自覚的聴力検査「2」標準語音聴力検査については、言葉を聞き取る能力を調べる検査であり、語音明瞭度検査や語音聴取検査、語音了解度を総合的に調べ、難聴の程度、障害部位、予後判定、補聴器の適合性、補聴器の選択を行う場合等に用いる検査である。

以上のことから、めまいに対する D244 自覚的聴力検査「2」標準語音聴力検査の算定は、原則として認められないと判断した。

【 検 査 】

855 ことばのききとり検査（中耳炎のみ）の算定について

《令和8年8月31日》

○ 取扱い

中耳炎のみに対するD244 自覚的聴力検査「2」ことばのききとり検査の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

D244 自覚的聴力検査「2」ことばのききとり検査については、厚生労働省通知※に「ことばのききとり検査は、難聴者の語音了解度を測定し、補聴器及び聴能訓練の効果の評価を行った場合に算定する。」と示されている。

以上のことから、中耳炎のみに対するD244 自覚的聴力検査「2」ことばのききとり検査の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

【 検 査 】

8 5 6 耳鳴検査（めまい）の算定について

《令和 8 年 8 月 3 1 日》

○ 取扱い

めまいに対するD244 自覚的聴力検査「5」耳鳴検査（種目数にかかわらず一連につき）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

D244 自覚的聴力検査「5」耳鳴検査については、厚生労働省通知※に「耳鳴検査は、診断用オーディオメーター、自記オーディオメーター又は耳鳴検査装置を用いて耳鳴同調音の検索やラウドネスの判定及び耳鳴り遮蔽検査等を行った場合に算定する。」と示されている。

以上のことから、めまいに対するD244 自覚的聴力検査「5」耳鳴検査（種目数にかかわらず一連につき）の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

【 投 薬 】**８６２ インフルエンザ等に対する去痰剤【内服薬】の算定について****《令和８年８月３１日》****○ 取扱い**

次の傷病名に対する、効能・効果に上気道炎（咽頭炎、喉頭炎含む。）のある去痰剤【内服薬】（Ｌーカルボシステイン、セネガシロップ等）の算定は、原則として認められる。

- (1) インフルエンザ
- (2) 感冒

○ 取扱いを作成した根拠等

去痰剤【内服薬】の一つであるＬーカルボシステイン（ムコダイネ錠 250mg）の添付文書の効能・効果は「上気道炎（咽頭炎、喉頭炎）、急性気管支炎、気管支喘息、慢性気管支炎、気管支拡張症、肺結核、慢性副鼻腔炎の排膿（去痰）」である。

インフルエンザ、感冒では、発熱、関節痛、筋肉痛、倦怠感や悪寒といった全身症状のほか、咽頭炎などの上気道炎症状を伴う。

以上のことから、インフルエンザ、感冒に対する当該医薬品の算定は、原則として認められると判断した。

【 手術 】**８６９ ステリーテープのみの使用に対する創傷処理の算定について****《令和８年８月３１日》****○ 取扱い**

小児（６歳未満）以外の患者における、ステリーテープのみの使用に対するＫ０００創傷処理の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

創傷処理とは、厚生労働省通知※に「切・刺・割創又は挫創に対して切除、結紮又は縫合（ステープラーによる縫合を含む。）を行う場合の第１回治療のことであり、第２診以後の手術創に対する処置は「Ｊ０００」創傷処置により算定する。」と、示されている。ステリーテープとは傷口閉鎖を補強する被覆接合用テープであり、上記に合致しない。

以上のことから、小児（６歳未満）以外の患者における、ステリーテープのみの使用に対するＫ０００創傷処理の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について